

御注意

「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

①総収入金額のうちに物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超

②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上

③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

平成 年 月 日 税務署長殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	連結申告	一連番号
納税地	電話() -	連結親法人 整理番号	期末現在の 出資金の額	経理責任者 自署押印	⑩	⑪	税務署	連結グループ 整理番号	
(フリガナ) 連結親法人名		旧納税地及び 旧法人名等	貸借対照表、損益計算書、株主(社員) 資本等変動計算書又は損益金処分表、 勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関 する書類、事業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組織再編成に係 る移転資産等の明細書				税務署	連結事業年度 (至)	
(フリガナ) 代表者 自署押印	⑩						理	売上金額	
代表者 住所		添付書類					理	申告年月日	
							理	通信日付印	
							理	確認印	
							理	庁指定	
							理	局指定	
							理	指導等	
							理	区分	
							理	年月日	
							理	申告区分	
							理	法人税	
							理	順限減	
							理	修正	
							理	地方法人税	
							理	順限減	
							理	修正	

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

翌年以降 送付要否	要	適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	無

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 税 額 の 計 算	所得税の額 (別表六の二「13」)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六の二「16」又は 別表六の二(二)「12」)	13		
法人税額の特別控除額 (別表六の二「27」+別表六の二「28」 +別表六の二「37」+別表六の二「38」 +別表六の二「42」+別表六の二「43」 +別表六の二「44」+別表六の二「45」 +別表六の二「46」+別表六の二「47」 +別表六の二「48」+別表六の二「49」 +別表六の二「50」+別表六の二「51」 +別表六の二「52」+別表六の二「53」 +別表六の二「54」+別表六の二「55」 +別表六の二「56」+別表六の二「57」 +別表六の二「58」+別表六の二「59」 +別表六の二「60」+別表六の二「61」 +別表六の二「62」+別表六の二「63」 +別表六の二「64」+別表六の二「65」 +別表六の二「66」+別表六の二「67」 +別表六の二「68」+別表六の二「69」 +別表六の二「70」+別表六の二「71」 +別表六の二「72」+別表六の二「73」 +別表六の二「74」+別表六の二「75」 +別表六の二「76」+別表六の二「77」 +別表六の二「78」+別表六の二「79」 +別表六の二「80」+別表六の二「81」 +別表六の二「82」+別表六の二「83」 +別表六の二「84」+別表六の二「85」 +別表六の二「86」+別表六の二「87」 +別表六の二「88」+別表六の二「89」 +別表六の二「90」+別表六の二「91」 +別表六の二「92」+別表六の二「93」 +別表六の二「94」+別表六の二「95」 +別表六の二「96」+別表六の二「97」 +別表六の二「98」+別表六の二「99」 +別表六の二「100」)	3		計 (12)+(13)	14		
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15		
連結納税の承認を取り消 された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16		
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6		土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17		
同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	7		同 上 (別表三(二)「28」)	18		
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8		同 上 (別表三(三)「23」)	19		
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		この申告による還付金額 (16)	20		
控除税額 (8)-(9)と(14)のうち少ない金額	10		連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	21		
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11		計 (20)+(21)	22		
			この申告前の連結所得 金額又は連結欠損金額 (51)	23		
			この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 修場 還付請求税額 (55)	24		
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」又は「16」)	25		
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	26		

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	外
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の 課税標準法人税額 (58)	33	
外国税額の控除額 (別表六の二「20」又は別表六の二「45」)	29		この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31				
			還する金融機関等		
			銀行 金庫・組合 農協・漁協		
			本店・支店 出張所 本所・支所		
			郵便局名等		
			預金		
			口座 番号		
			ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		
			※税務署処理欄		

税理士 署名押印	⑩
-------------	---